

○浦安市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成6年規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(医療証の交付申請)

第3条 条例第5条に規定する医療証の交付を受けようとする者は、浦安市子ども医療費助成受給券交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第2号の書類については、市長が所得の状況を確認することができるときは、その添付を要しない。

(1) 被保険者証又は組合員証

(2) 子どもの属する世帯の当該年度の市民税課税額（申請の日が4月1日から6月30日までの間である場合にあっては、前年度の市民税課税額）を証する書類

(受給券の交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、条例第4条に規定する要件に該当するときは、浦安市子ども医療費助成受給券（別記第2号様式。以下「受給券」という。）を交付するものとする。

(受給券の有効期間等)

第5条 受給券の有効期間は、申請の日の属する月の翌月の初日から当該日以後の最初の7月31日までとする。ただし、申請の日の属する月が7月から翌年の2月までの間である場合で、申請の日の属する年度の翌年度に小学校就学の始期に達する者及び申請の日の属する年度に15歳に達する者にあつては、申請の日以後の最初の3月31日までとする。

2 前項の期間満了後、引き続き前条の要件に該当するときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、翌年度に小学校就学の始期に達する者及び当該年度に15歳に達する者にあつては8月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達した者にあつては、前項ただし書の期間満了後、引き続き前条の要件に該当するときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、小学校就学の始期に達した年度の4月1日から7月31日までとする。

(受給券の再交付)

第6条 受給券の交付を受けた者は、受給券を紛失し、き損し、又は汚損したときは、浦安市子ども医療費助成受給券再交付申請書(別記第3号様式)により市長に再交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、その原因がき損又は汚損によるときは、当該受給券を添付しなければならない。

(申請事項の変更の届出)

第7条 条例第7条の規定による届出は、浦安市子ども医療費助成受給券交付申請事項変更届(別記第4号様式)に受給券を添えて行わなければならない。

(受給券の返納)

第8条 条例第8条の規定による受給券の返納は、浦安市子ども医療費助成受給券返納届(別記第5号様式)に受給券を添えて行わなければならない。

(助成の申請)

第9条 条例第6条第2項の申請は、浦安市子ども医療費助成金交付申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第3号の書類については、市長が所得の状況を確認することができるときは、その添付を要しない。

(1) 病院等が発行する保険診療証明書又は領収書

(2) 被保険者証又は組合員証

(3) 子どもの属する世帯の当該年度の市民税課税額(医療に関する給付を受けた日が4月1日から7月31日までの間の日である場合にあつては、前年度の市民税課税額)を証する書類

2 市長は、保護者が医療費の助成を受けるために病院等から前項第1号に規定する書類の交付を受けた場合において、その発行につき費用を支払ったときは、1件につき200円を限度として助成することができる。

(助成の決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により申請があった場合において、医療費の助成を決定したときは、浦安市子ども医療費助成決定通知書（別記第7号様式）により保護者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、子ども医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第8号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月22日規則第26号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第57号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年8月25日規則第52号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日規則第52号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。